

施設の食形態状況一覧について

1 目的

患者の誤嚥性肺炎や栄養状態低下を防止するためには、急性期病院からの転院や施設入所、在宅療養において、患者の嚥下機能や嚥下調整食に関する情報を共有し、切れ目なく適切な食事が提供される体制整備が必要です。

そこで、管内 34 か所の病院・施設で提供されている食形態・名称等の共通認識を図り、患者に適した食事・栄養管理に活用することを目的に、「施設の食形態状況一覧（以下、食形態一覧）」を作成しました。

2 食形態一覧の見方及び活用の留意点

- ・本表は、『日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021（**学会分類 2021**）』（日本摂食嚥下リハビリテーション学会）と『ユニバーサルデザインフード（**UDF**）』（日本介護食品協議会）、『スマイルケア食』（農林水産省）、『特別用途食品えん下困難者用』（消費者庁）の対応分類を用いています。
- ・本表においては、コード 0（嚥下訓練食品）は食事として成り立つものではないとの考えにもとづき記載を省いています。
- ・学会分類 2021（食事）早見表及び、学会分類 2021（とろみ）早見表を掲載していますが、学会分類 2021 の本文を熟読したうえで活用にあたってください。

3 学会分類 2021 と他介護食との分類について

	学会分類 2021	UDF 	スマイル ケア食 	特別用途食品 えん下困難 者用 
飲み込むことに 問題がある	0 j	-		許可基準 Ⅰ
	0 t	-		-
	1 j	かまなくて よい		許可基準 Ⅱ
	2-1	かまなくて よい		許可基準 Ⅲ
	2-2	かまなくて よい		許可基準 Ⅲ
かむことに 問題がある	3	舌で つぶせる		-
	4	舌でつ ぶせる 歯ぐきで つぶせる 容易に かめる 一部		-

4 栄養管理・食支援の地域連携のための活用

新川管内では、病院・施設の高齢者が入退院（転院）や在宅に戻る際に、食事（形態）・栄養管理等に関する情報を連携機関と共有し、円滑な栄養管理・食支援連携を図るためのツール（以下、栄養情報提供書）を作成し運用しています。

必要な情報を円滑に伝達し、患者等に適切な食事と栄養管理を行うため食形態一覧と併せてご活用ください。

【栄養情報提供書について】

診療報酬・介護報酬の算定に関わらず、管理栄養士間または在宅の関係機関と情報共有により、病院・施設・在宅間の切れ目のない栄養管理・食支援連携を行い高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防を図ることを目的としています。

（１）種類

・下記２種類があります。

【新川管内版】①栄養情報提供書（連絡票）

【新川管内版】②栄養管理等に関する情報提供書（連絡票）

（２）活用の区分

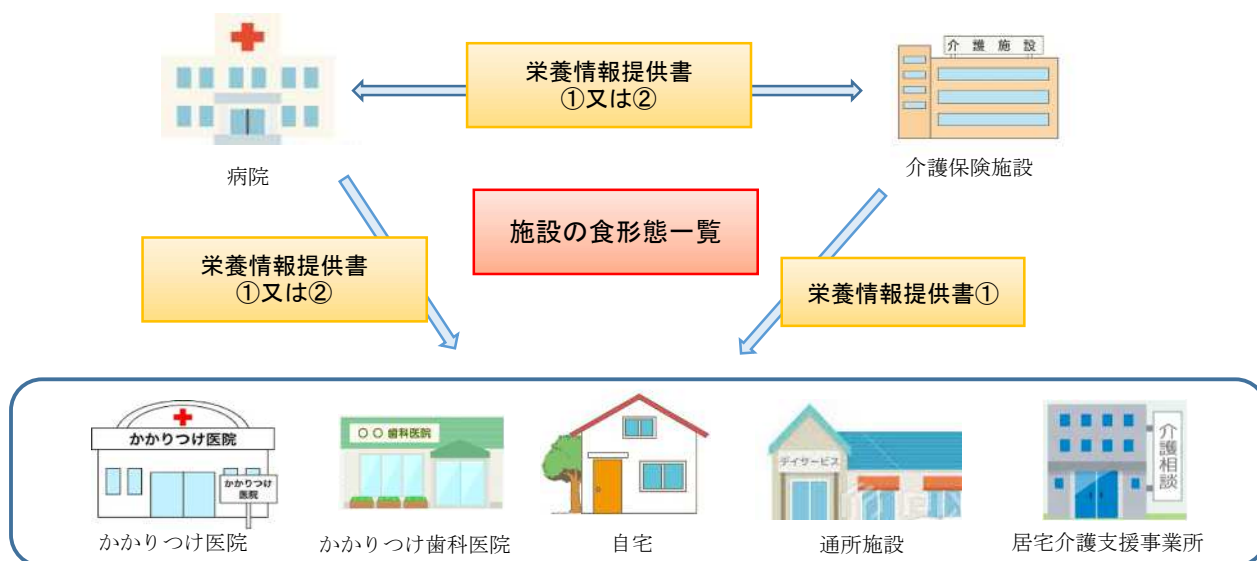
	名称	利用方法等
①	【新川管内版】 栄養情報提供書 (連絡票)	・従来の「【新川管内版】栄養管理等に関する情報連絡票（第６版）〈簡易型〉」の代わりに用いる。 ※令和６年度介護報酬改定『退所時栄養情報連携加算（別紙様式４-２）』及び令和６年度診療報酬改定『栄養情報連携料（別紙様式１２の５）』に対応。 ・病院・施設の管理栄養士は、（診療報酬・介護報酬の算定に関わらず）原則本様式を用いて連携先に情報提供する。
②	【新川管内版】 栄養管理等に関する 情報提供書 (連絡票)	・従来の「【新川管内版】栄養管理等に関する情報連絡票（第４版）〈診療報酬対応型〉」の代わりに用いる。 ※診療報酬『退院時共同指導料２』及び令和６年度診療報酬改定『栄養情報連携料（別紙様式１２の５）』に対応。 ・病院の管理栄養士は、『退院時共同指導料２』を算定する場合や介護保険施設から『再入所時栄養連携加算』を算定すると連絡を受けた場合には、本様式を用いて連携先に情報提供する。

・各栄養情報提供書は、対象者や病院・施設の特性に応じた様式を用い、管理栄養士が記入し、連携先の管理栄養士や在宅の関係機関に送付します。

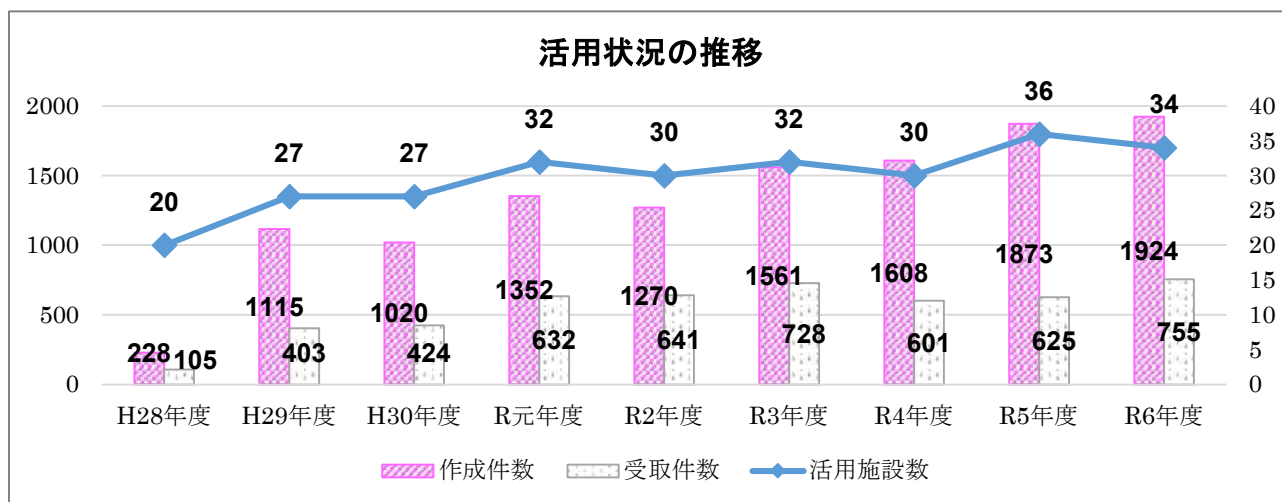
（３）活用上の注意事項

- ・診療報酬・介護報酬の算定をする場合は『情報提供書』とし、算定をせず連携を図る場合には『連絡票』として呼び名を使い分ける等、工夫を図ってください。
- ・併算できない加算等がありますので、算定要件を必ず確認してください。

(4) 栄養・食支援の地域連携イメージ図



(5) 参考（新川圏域における栄養情報提供書の活用状況の推移）



※R4年度まで、施設総数は34か所。

※R5年度以降、施設総数は38か所。（介護医療院4か所を病院と区別して集計することとした）